福島市自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図るため、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業)

- 第2条 この要綱において障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(以下「自発的活動」という。)とは、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的とした次に掲げる活動をいう。
 - (1)ピアサポート 障がい者やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動。
 - (2)災害対策 障がい者等を含めた地域における災害対策活動。
 - (3)孤立防止活動支援 地域で障がい者等が孤立することがないような見守り活動。
 - (4)社会活動支援 障がい者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働き かける活動(ボランティア等)の支援や、障がい者に対する社会復帰活動。
 - (5)ボランティア活動支援 障がい者に対するボランティアの養成や活動。
 - (6)その他市長が必要と認める活動。
- 2 前項に規定する活動のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
 - (1)政治団体若しくは宗教団体の活動又は政治的若しくは宗教的な普及活動と認められるもの
 - (2)営利を目的とするもの
 - (3) 当該事業の実施に当たり福島市から助成金等の交付を受けているもの
 - (4)その他市長が適当でないと認めたもの

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。
 - (1)障がい者やその家族による団体及び地域住民団体等で構成された規約会則等を有する自発的活動を行うおおむね10名以上の団体であること。
 - (2)障がい福祉に関する活動実績があるまたは継続的な活動を行うことが見込まれる団体であること。
 - (3)団体自ら、経理・監査をする等の会計処理が適切に行われていること。
 - (4)活動拠点が福島市内にあること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下補助対象経費)は、団体の補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。
 - (1)報償費(講師謝礼等)
 - (2)旅費(講師等の交通費)
 - (3)使用料及び賃借料(会場使用料、バス借り上げ料等)
 - (4)役務費(通信運搬費、保険料、手数料等)
 - (5)需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、福島市自発的活動支援事業補助金申請書(様式第1号)によるものとする。
 - 2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、福島市自発的活動支援事業実施計画書(様 式第2号)とする。
 - 3 規則第4条第1項第2号に規定する収支予算書は、福島市自発的活動支援事業に係る収支予算書(様式第3号)とする。

(補助内容の変更)

第6条の2 主催者は、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更しようとする場合は、補助事業等変更(中止・廃止)承認申講書(様式第3号の2)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の総額の2割の範囲内で経費の配分を変更しようとする場合は、この限りでない。

(実績報告書の様式)

- 第7条 規則第14条に規定する実績報告書は、福島市自発的活動支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。
 - 2 規則第14条第1号に規定する収支決算書は、福島市自発的活動支援事業に係る収支決算書 (様式第5号)とする。

(補助金等交付請求書の様式)

第8条 規則第17条第2項に規定する補助金等交付請求書は、福島市自発的活動支援事業補助金 交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助率	10/10
交付上限額	1団体につき 100,000円
	※補助申請額と交付上限額とを比較して少ない方の額を交付額とす
	る。
	ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを
	切り捨てるものとする。
事業実施期間	事業を認められた当該年度末までとする。
補助金の交付回数	事業実施年度において、1団体1回限りとする。